

令和7年度 社会福祉法人各務原市社会福祉協議会 事業計画

めざす姿

ささえて ささえられて みんなが主役のまちづくり

基本方針

本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎えるなか、単身世帯の増加は著しく、生活困窮、老々介護、不登校、ひきこもりや虐待、ヤングケアラーなど身近なところで起きている生活課題は複雑化・複合化しています。また、介護現場や地域活動の担い手不足も重なり社会との関わりや支えあう機会が減少し、生活課題を抱える世帯が孤立する問題は深刻化しています。

これらの課題に対し、長年にわたり地域のつながりづくりに取り組んできた社会福祉協議会は、地域住民、医療や福祉、行政など多様な地域の関係者と連携し、制度や分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、生活課題の解決に向け、人と人、人と地域をつなげ一人ひとりが生きがいや役割をもち、助けあいながら暮らせる新たなつながりづくりを育むことが求められています。

市と一体的に策定した第5期地域福祉活動計画がスタートする令和7年度は、本会のめざす姿「ささえて ささえられて みんなが主役のまちづくり」の実現のために、地区社協を中核に子どもや障がいのある人、高齢者などが地域や世代間でつながり、住民が主体となる支えあい活動を進めていきます。加えて、利用者本位の視点を大切にした良質な介護保険サービスの提供、地域とのつながりづくりも観点とする地域包括支援センター事業、誰もが権利を侵害されることなくその人らしい生活が送れるよう支援する権利擁護センター事業に取り組んでまいります。

そして、ひきこもり支援ステーション事業を新たに受託、地域で複合的な課題を抱える相談者に対して、各相談窓口だけでの対応に留めず伴走型支援ができるよう職員と各相談支援事業所の意識を共有し、地域住民とも連動した支援体制を整えてまいります。

基本目標 1 認めあい、支えあうまちづくり

基本施策（1） 地域活動の促進

第5期地域福祉活動計画に掲げた17地区社協ごとのめざす姿及び取組みを推進し、住民が主体となる支えあい活動を促進します。また、自治会などにおいて地域特性や住民のニーズに合った活動を展開します。地区社協メニュー事業助成やボランタ

リーハウス事業などをとおして、身近な交流の場が増えるように地域づくりを進め、多世代が交流できる機会を創出します。

重点事業

- ・第5期地域福祉活動計画の推進
- ・地域実情にあわせた独自・メニュー事業の展開（こどもまんなかサロン事業の新設）

基本施策（2） 見守り・助けあいの活性化

日常生活において何らかの支援が必要な人に対して、地域で見守り、助けあう基盤の整備や、住民主体の支えあい活動に対する支援の充実、活性化を進めます。また、地域における見守り活動と福祉サービスなどが連携し、支援が必要な人を最適な支援につなげる体制づくりをめざします。

重点事業

- ・生活相談センターさぽーとの充実

基本施策（3） 地域組織・団体の連携強化

生活支援コーディネーターを配置し、地域課題の解決に向けた支援や地域の担い手の連携強化などに取り組みます。また、社会福祉法人間の定期的な情報交換の場を設け、地域ニーズに対応できる事業の創出をめざします。

重点事業

- ・情報発信と地域活動への参加促進
- ・社会福祉法人連携事業

基本目標 2 地域福祉の担い手が育つまちづくり

基本施策（1） 支えあう意識づくり

小中学校や高校、企業が地域で地域福祉活動の重要性や助けあい・支えあいの大切さを伝える福祉教育の推進に取り組むほか、新たな福祉教育の展開や推進体制を検討していきます。また、社協だよりやウェブサイト、フェイスブック、インスタグラムなどのSNSによる情報の提供とおして、偏見や差別をなくし思いやりの心を育む啓発を行います。

重点事業

- ・福祉推進校・推進企業の促進

基本施策（2） 活動の担い手づくり

ボランティア活動の楽しさや喜びを感じてもらえるよう、活動への参加促進と担い手の掘りおこしを行います。また、傾聴ボランティア養成講座修了生が活躍できる体制づくりを進めます。

重点事業

- ・ 傾聴ボランティアの育成

基本施策（３） 多様な住民の参画促進

子どもや高齢者、若い世代、障がいのある人などが交流・生きがいをもって活動できる機会をイベントや地区社協の行事をとおして行います。

重点事業

- ・ こどもまんなかサロン事業

基本目標 ３ 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

基本施策（１） 福祉サービスの質の向上・利用促進

福祉に関する総合相談窓口の設置、地域包括支援センター、ケアプランの作成、訪問介護事業の実施により、質の高い福祉サービスと相談支援を提供します。また、困難ケースの対応方法などを考える学習会について各部署を横断して開催し、職員の相談スキルを高め、情報の共有を進めます。

重点事業

- ・ 居宅介護支援事業
 - 高齢者のケアプラン作成
 - 介護認定調査の実施
- ・ 訪問介護事業
 - 介護保険訪問介護事業
 - 障がい児者ヘルパー事業
- ・ 地域包括支援センター事業
 - 介護予防プランの作成
 - 介護予防ケアマネジメントプランの作成
 - 総合相談事業
- ・ 部署を横断した相談支援体制の充実

基本施策（２） さまざまな困難を抱える人に対する支援の充実

制度の狭間にあり、必要な福祉サービスの利用に至っていないなど支援を必要とする人に対して、専門機関と行政、住民組織と連携しながら住居確保や就労機会を提供し、自立に向けた支援を行います。日常生活自立支援事業や成年後見制度などの

権利擁護事業の利用を促進する他、多くの後見人が活躍でき、安心して後見業務に取り組めるよう成年後見人のサポート体制を築きます。また、新たにひきこもりに関する事業を受託し、丁寧な当事者・家族支援を行っていきます。

重点事業

- ・生活相談センターさぽーとの充実 【再掲】
- ・ひきこもり支援ステーション事業の展開
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・市民後見人の育成・支援

基本施策（３） 防災・防犯活動の推進

災害ボランティアの受け入れを想定した調整・協議など、支援を受けるための体制を構築します。また、高齢者や障がいのある人をはじめ地域住民が安心、安全に生活できるよう防災、防犯の取り組みを行います。

重点事業

- ・災害ボランティアセンターの機能強化

基本施策（４） 包括的な自殺予防体制の構築 【自殺対策計画】

保健・医療・福祉・教育・労働など、様々な分野の行政機関や、関係団体と連携し、自殺対策に関する検討や情報交換などを行います。

重点事業

- ・生活相談センターさぽーとの充実 【再掲】
- ・ひきこもり支援ステーション事業の展開 【再掲】
- ・部署を横断した相談支援体制の充実 【再掲】